

地域包括支援センター設置運営法人の公募にかかる審査について

1 受託法人の審査について

【資料1】のとおり、(仮称)松陵地域包括支援センターについて公募により受託法人を選定するため審査委員会を設置し、以下のとおり応募事業者から提出された書類の審査及び面接審査を行い、設置運営法人を点数制により選定する。

(1) 書類審査

応募法人から提出された書類について、事務局が確認を行う。審査基準は下記のとおり。

①安定した運営管理を行う能力

事業実績書により、センター運営にあたっての安定した運営管理能力の有無を判断する。

②センターを運営するにあたっての総合的な取組

応募事業者が考える、センターを運営するにあたっての基本方針や理念を確認するとともに、設置運営を希望し、応募に至った理由と、圏域に対する認識、さらには当該圏域でセンターを設置運営していくにあたっての方針等について確認する。

③運営体制

相談受付体制、個人情報保護への取組についての方針、災害時・緊急時の対策、中立・公正の確保、3 職種の連携・チームアプローチ、所長の業務管理方法など、幅広い観点から、応募事業者が考えるセンターの運営体制について確認する。

④事業コンセプト

委託業務の具体的な内容である「総合相談・支援及び権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防関連業務」「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」「認知症関連業務」について、それぞれの業務のあり方や進め方についての方針を確認する。

(2) 面接審査

令和 5 年 12 月上旬に面接審査の実施を予定。審査は、共通質問及び応募法人が提出した書類に関する質問により実施する。